

コンプライアンス体制

コンプライアンスへの取り組み

当行は、お客さまおよび社会全般からの信頼を得て、社会的信用を高めていくことが極めて重要なことであると認識しています。

コンプライアンスの徹底、すなわち法令等社会的規範を遵守することは企業として当然のことですが、特に銀行においては、その社会的責任と公共的使命から、単に法律や規則を守るだけにとどまらず、高い倫理観に基づいた行動を心掛ける必要があると考えています。こうした考え方のもと、当行では創業以来、コンプライアンス態勢の強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、健全な業務運営を通じて、搖るぎない信頼の確立を図るべく、全役職員が主体的かつ積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス体制

当行は、コンプライアンス態勢を強化していくために「コンプライアンス委員会」を設置しています。コンプライアンス委員会では、取締役会の決定する企業倫理・法令等遵守に係る基本方針に基づいて、当行のコンプライアンス態勢全般に関する協議および決定を行っています。

コンプライアンス関連事項の統轄部署として、コンプライアンス統括部を設置し、銀行全体のコンプライアンスに関する企画立案を行うとともに、コンプライアンスの推進とモニタリングを行っています。

本部の各部署および各営業店には、コンプライアンス責任者が配置され、コンプライアンス統括部と連携しながら、コンプライアンスの推進を図っています。

行内において発生したコンプライアンス事案については、コンプライアンス統括部がすべての情報を収集管理し、執行役および関係部署の部室長あてに報告を行っています。

コンプライアンス委員会やコンプライアンス統括部は、事故やお客さまからの苦情等について、徹底的な調査に基づく原因究明を行ったうえで、再発防止を図るための態勢の強化に注力しています。

● マネー・ローンダリング等防止態勢

当行は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に関する国内外の規制違反を防止し、業務の健全性を確保するため、また反社会的勢力との一切の関係を排除するため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、反社会的勢力排除を経営の重要課題のひとつとして位置付け、「マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」を制定し、行内の態勢を整備しています。

さらに、マネー・ローンダリング等防止態勢の高度化のため、「AML監督委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部に金融犯罪対策担当を配置しています。「AML監督委員会」は、コンプライアンス統括部から、マネー・ローンダリング等防止、反社会的勢力への対応、各種金融犯罪の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会、執行役会へ意見具申を行います。

当行のマネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与対策に関する基本方針は、当行ウェブサイトにてご確認いただけます。

<URL>

<https://www.tokyostarbank.co.jp/security/index.html>

コンプライアンス活動

● コンプライアンス・プログラム

当行では、コンプライアンス態勢の強化が個々の業務および銀行全体の質を高めるとの認識のもと、全部署においてリスク・プロファイルを行い、それぞれの業務におけるコンプライアンスリスク低減のためのコンプライアンスの実践計画を策定し実践することとしており、この施策を中心とするコンプライアンスの改善活動を「コンプライアンス・プログラム」と呼んでいます。コンプライアンス・プログラムの進捗状況については、各部署のコンプライアンス責任者がコンプライアンス統括部あてに定期的に報告を行い、その実施にあたっての問題点および課題について、コンプライアンス統括部とともにその対応策を検討しています。コンプライアンス統括部は、各部署のコンプライアンス・プログラムを管理し、その進捗

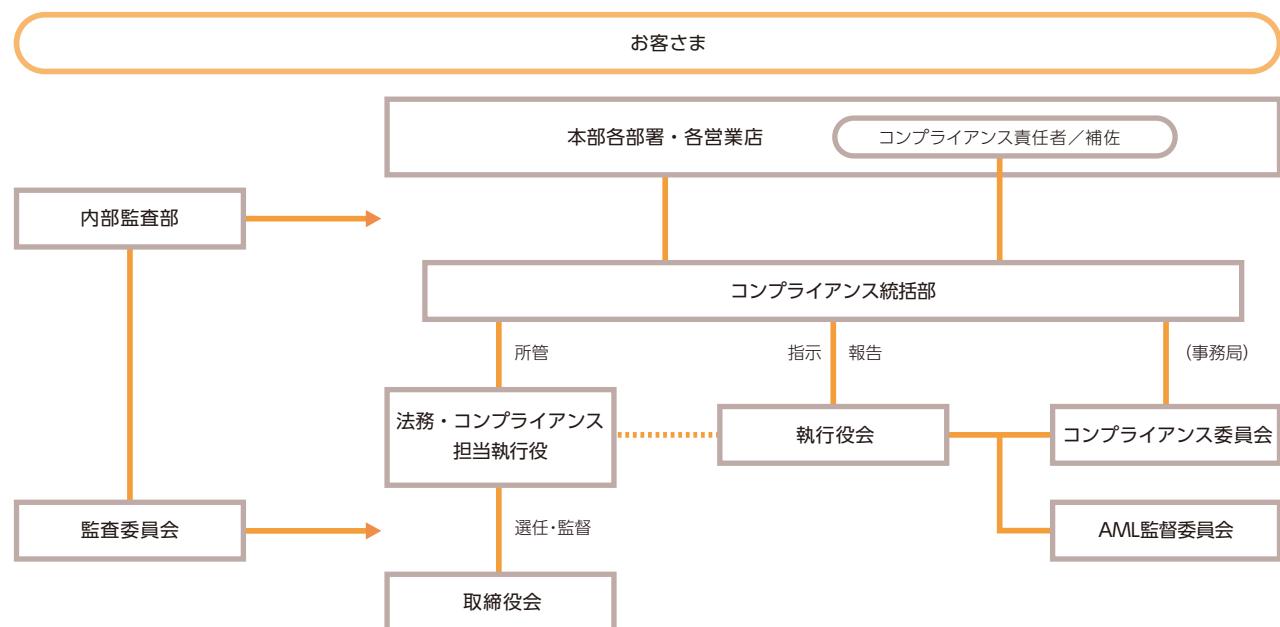
および結果をコンプライアンス委員会および執行役会へ報告しています。

● コンプライアンス研修

当行では、コンプライアンス・プログラムの一環として、本部の各部署および全営業店において、原則毎月、特定のテーマについての研修を実施しています。同研修では、コンプライアンスに係る知識の向上を図るとともに、テーマに応じて職場内で議論することを通じて、職員一人ひとりが自らを見直し、コンプライアンス意識を高める機会としています。

また、役職員向けに外部から講師を招いてコンプライアンス関連研修を実施しているほか、職種および職階に応じたさまざまな研修を実施することにより、全役職員のコンプライアンスに係る知識の習得や、コンプライアンス意識の向上を図っています。

コンプライアンス体制



お客様からの苦情等に対し、迅速・公平かつ適切な対応を行うべく、当行は、銀行法上の指定紛争解決機関である「一般社団法人全国銀行協会」と手続実施基本契約を締結しています。一般社団法人全国銀行協会では、銀行に関するさまざまご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情等を受け付けるための窓口として、「全国銀行協会相談室」を運営しています。

● コンプライアンスマニュアル

当行では、銀行業務を行うにあたり、必ず知っておくべき重要な法令・行動規準および行内規則をとりまとめたコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に周知徹底しています。同マニュアルを全役職員が理解することにより、コンプライアンス態勢の強化が図られるものと考えています。

● 内部通報制度

当行では、職場において法令等違反その他の不正行為等を認識した役職員が、その調査および是正のため、通常の業務ラインを経ることなく直接内部・外部の窓口に通報・相談を行うことのできる「内部通報制度」を設けています。通報者への不利益扱いを禁止し、制度の利用を促進することで、自浄作用の向上およびコンプライアンス経営の推進を図っています。

一般社団法人全国銀行協会

| | |
|------|------------------------------|
| 連絡先 | 全国銀行協会相談室 |
| 電話番号 | 0570-017109 または 03-5252-3772 |
| 受付日 | 月曜日～金曜日 (祝日および銀行の休業日を除く) |
| 受付時間 | 午前9時～午後5時 |